

特定地域経営支援対策事業（県事業名：地域農業経営支援整備事業）

1, 事業内容

本事業は本土農業との格差是正及び沖縄農業の持続的な発展を図るため、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要となる生産施設・加工施設等の整備に対する支援を行う事により、意欲ある多様な経営体の育成・確保を目的としている。

◆整備内容

高生産性農業用機械施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、産地形成促進施設ほか

2, 補助対象

市町村、農業者等の組織する団体（農業協同組合含む）等

3, 補助率

2／3以内（高生産性農業用機械施設（畜舎除く）及び農畜産物集出荷貯蔵施設については国・県併せて75%以内）

4, 採択要件

意欲ある農業経営体を5戸以上育成。受益戸数3戸以上。

5, 県予算額

（千円）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 （決定額）	合 計
補助金	438,053	437,854	438,016	426,661	1,740,584
事務費	5,072	5,457	5,131	4,995	20,655
合計	443,125	443,311	443,147	431,656	1,761,239

6, 事業スキーム

※財産処分に係る補助金返還金を除く



経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援



角鋼ハウス



さとうきび収穫機



集出荷施設



直売施設

○安定生産による責任産地の育成
○流通・販売の強化

意欲ある多様な経営体の育成・確保

1 特定地域経営支援対策事業概要

1 特定地域経営支援対策事業の実施方針

- (1) 本事業は、地域が抱える課題を明確にするため、市町村長等が地域の合意に基づき、具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めた事業実施計画を作成する事を基本とし、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。
- (2) 沖縄県における特定地域経営支援対策事業の実施については、「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）第4条に基づく沖縄振興計画との密接な連携のもと、本土農業との格差是正と沖縄農業の持続的な発展を図るものとする。

2 対象地域の範囲

特定地域経営支援対策事業の対象地域は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。）内において、集落単位から大字の区域までの範囲内を対象として実施するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案して、この範囲を越えて実施する事が適当と認められ、かつ、その地域の農業者等の合意が得られている場合は、この区域を越えて実施する事が出来るものとする。

3 成果目標の設定

(1) 達成すべき成果目標の基準

1 地区当たり意欲ある個別経営体を原則5経営体（組織経営体にあつてはそれを構成する個別経営体）以上育成する目標を設定するものとする。

(2) 当該経営体の経営改善目標

下記の1)～7)のうちいずれか1つを個別経営体毎に設定する。

1) 農業の6次産業化（面積、生産量等）

農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する経営体。

2) 経営面積の拡大（面積）

経営耕地面積に係る利用権等の設定等若しくは農作業を受託している面積等をカウントする。（5年以上の契約が締結されるものに限る）

3) 新規作物の導入（面積、生産量等）

1 経営体が今まで作付されていない作物を導入すること。

4) 農作物の品質向上（割合（優良な作物の出荷割合等）など）
現状よりも秀品率等がどのくらい上回るかを設定する。

5) 生産コストの縮減（作業時間の短縮（単位：h／a）など）
指標などは使用出来ず、1 経営体の実態での生産コストの縮減とする。（現状は個別毎のアンケート等により実態調査する。）

6) 雇用者の確保（雇用者数）
個別経営体（法人等含む）が雇用する人数であり、農協が事業主体となる場合の集出荷施設等の雇用はカウントされない。

7) 農業経営の法人化（農業法人数）
新たに法人化する個別経営体。

4 補助対象の施設等

(1) 特定地域経営支援対策事業

補助対象施設等の内容は別表 2（p 5～8）のとおりであり、上限建設費等は別表 3（p 9～11）のとおりである。

5 事業実施期間

1 年（事業着手した年度内で事業を完了すること）

6 事業の補助率

当該事業に要する経費の 3 分の 2 以内(国庫 3 分の 2)

ただし、高生産性農業用機械施設（トラクター、さとうきび収穫機、温室に限る）、農畜産物集出荷貯蔵施設及びこれらに附帯する施設整備については、75%以内

7 事業主体

市町村、農業者等の組織する団体（農業協同組合含む）、第 3 セクター等

8 点検評価

(1) 事業実施状況報告

事業実施年度の翌年度から目標年度の前年度までの毎年度について、翌年度の 7 月末までに報告する。

(2) 事業の評価目標年度の翌年度の 7 月末までに行う。

特定地域経営支援対策事業の採択基準（事業計画）

◎事業計画の承認は、次の要件をすべて満す場合に行うものとする。

- 1 達成すべき成果目標の基準を満たしていること。また、その達成のためのプログラムが定められていること。
 - 2 事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域であること。
 - 3 対策事業の実施について、受益農業者及び関係者の合意にもとづくものであること。
 - 4 施設整備計画については、次の項目をすべて満たしていること。
 - (1) 個々の施設の受益農家戸数は、3戸以上又は受益農業従事者が3名以上であること。
 - (2) 事業実施主体である農業者等の組織する団体が以下のいずれかの者に該当する、又は受益農家に以下のいずれかの者が含まれていること。ただし、新規就農者にあつては、認定農業者又は認定就農者（基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けた者）に限るものとする。
 - (a) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者※
(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。)
- ※計画時に目標地図に位置付けられていない者であっても、市町村が今後の地域計画改正時に対象受益農家を目標地図に位置付ける旨を書面にする事で (a) と同等として取り扱うものとする。
- (3) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないと認められること。
 - (4) 国の費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
 - (5) 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
 - (6) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
 - (7) その他、必要な要件を満たしているものと認められること。

別表 2

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、1 事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 50 条第 1 項から第 8 項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
3 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
4 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
5 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設用地の造成及びこれらの附帯施設	
6 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
7 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
8 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
9 高生産性農業用機械施設	農業用機械、施設（温室（平張施設を含む。）、畜舎等）及びこれらの附帯施設	
10 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	
11 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	
12 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれ	
13 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
14 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれ造施設らの附帯施設	
15 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設	

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
16 新技術活用種苗等供給施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設	
17 経営継承円滑化支援施設	① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築 ② 特定農業法人又は特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織による地区内農家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築	対象となる機械及び施設は、残存耐用年数が施設にあつては5年以上、機械にあつては2年以上のものとする。
18 農業資材保管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業用資材の保管施設	
19 農業機械高度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な機械利用に供する施設	
20 農林漁業体験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれらの附帯施設	
21 産地形成促進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	
22 地域食材供給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設	

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
23 総合交流拠点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源を活かした滞在等交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設	
24 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	一設備として整備される情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限定して補助の対象とするものとする。
25 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要な計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	

別表 3

施設等名	内容	上限建設費	その他の基準
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10a 当たり 300 万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整備	m 当たり 15 万円	
3 農道	小規模な農道の整備	m 当たり 20 万円	
4 体験農園整備	体験農園の整備	区画整理に準ずる。	
5 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
6 高生産性農業用機械施設	①温室	内部設備がある場合 建築面積㎡当たり 4.5 万円 内部設備がない場合 建築面積㎡当たり 1.7 万円	上限規模は 15,000 ㎡
	②畜舎	肉用牛舎にあつては 建築面積㎡当たり 4.2 万円 乳用牛舎の場合 ・成牛用にあつては 建築面積㎡当たり 7 万円 ・哺育育成用にあつては 建築面積㎡当たり 7.3 万円 一般豚舎にあつては 建築面積㎡当たり 6.1 万円 分娩豚舎にあつて 建築面積㎡当たり 6.1 万円 ウインドレス鶏舎にあつては建築面積 ㎡当たり 6 万円 (ストール、ケージ等附帯部分を除く。)	上限規模は 2,000 ㎡

施設等名	内容	上限建設費	その他の基準
7 乾燥調製貯蔵施設	①ライスセンター	処理量トン当たり 50.2 万円	上限規模は 2,000t
	②カントリーエレベーター	米にあつては 処理量トン当たり 55.8 万円 麦にあつては 処理量トン当たり 54.4 万円	上限規模は 3,000t
8 育苗施設		育苗対象面積 ha 当たり 100ha 以上 110.9 万円 100ha 未満 197.2 万円	上限規模は 500ha
9 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建 物	処理量トン当たり 46.8 万円 処理量トン当たり 13.5 万円 延べ床面積㎡当たり 11.5 万円	
	②なし	処理量トン当たり 33.3 万円	
	③柑橘 選果機 建 物	処理量トン当たり 21 万円 処理量トン当たり 5,000t 以上 9 万円 5,000t 未満 13.5 万円 延べ床面積㎡当たり 7 万円	
	④野菜 (トマト、キュウリ、 なす、ピーマン ン)	処理量トン当たり 30 万円 ただし、150 g 未満のトマトにあつては処理量 1 トンにつき 67.8 万円	
10 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり 186.4 万円	
11 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり 7.6 万円	上限規模は 4,000t
12 農業用水施設	定置配管施設	受益面積 10a 当たり 86 万円	上限規模は 50ha
13 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり 24.5 万円（建物） 建築面積㎡当たり 3.9 万円（温室）	上限規模は延べ床面積 1,500 ㎡ 上限規模は建築面積 3,000 ㎡

施設等名	内容	上限建設費	その他の基準
14 農林漁業体験施設		延べ床面積㎡当たり 29 万円	上限規模は延べ床面積 1,500 ㎡
15 産地形成促進施設		延べ床面積㎡当たり 24.5 万円	上限規模は延べ床面積 1,000 ㎡
16 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり 29 万円	上限規模は延べ床面積 1,000 ㎡
17 総合交流拠点施設		延べ床面積㎡当たり 29 万円	上限規模は延べ床面積 2,000 ㎡
18 地域農業管理施設		延べ床面積㎡当たり 24.5 万円	上限規模は延べ床面積 1,500 ㎡

$$\frac{1}{\omega}$$


利用権設定（基盤強化法）および農地法3条許可による賃貸借契約の確認

- 達成率計算式 達成率＝（実績－計画時）÷（年度目標－計画時）×100

①施設利用計画に対する利用状況：利用率が70%以上であること。

②地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合：
地域内農畜産物の割合が50%以上であること。

③施設運営に係る収支状況：収支率が80%以上であること。

④収入計画に対する収入実績：収支実績割合が70%以上

※①③④においては、3年連続未達成の場合改善計画の提出

②においては、2年連続未達成の場合は、改善計画の提出

特定地域経営支援対策事業は、成果目標（100%）並びに施設目標（70%以上等）の両方達成が求められる。

【令和7年度】 No.72 沖縄型耐候性園芸施設整備事業

事業概要

本県は、台風等の気象災害による被害が多いことから、園芸産地における台風等気象災害からの被害軽減を図るために必要な支援措置を行う。

事業期間：平成24年度～令和13年度

総事業費：17,915百万円（うち国費：10,649百万円）

補助率 国：県：その他 ＝ 64：16：20

年度毎の取組

	R7年度	R8年度	R9年度
沖縄型耐候性施設の整備	7地区	7地区	7地区
耐候性園芸施設の補強・改修	2地区	2地区	2地区
より低コストな沖縄型耐候性園芸施設の実証（ソフト事業）	効果検証を実施	効果検証を実施	効果検証を実施

R7年度実施内容

- ・沖縄型耐候性園芸施設の整備：7地区
 - ・既存耐候性園芸施設の補強・改修：2地区
 - ・より低コストな沖縄型耐候性園芸施設の実証（試験研究）
- 事業費：432百万円（うち国費：345百万円）

事業実施の目的・効果

【目的】

沖縄型耐候性園芸施設の整備を支援し、台風等気象災害の被害軽減を図る。

【R7年度成果目標】

令和7年度に導入した沖縄型耐候性園芸施設の令和8年度における台風等気象災害による被害率：0%

イメージ図

沖縄振興特別
推進交付金

沖縄県

指導・調整（補助金）

市町村

指導・調整（補助金）

事業主体：
JA、農事組合法人等
（施設整備、補強・改修）

リース等

農家等



沖 縄 型 耐 候 性 園 芸 施 設 整 備 事 業 概 要

1 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の実施方針

本事業は、産地の実情に応じた沖縄型耐候性園芸施設の導入および耐候性園芸施設の補強・改修を図るため、沖縄県ブランド産地成長マニュアルに基づき、産地が抱える課題を明確にしたうえで、栽培施設内の環境制御に関する具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めた実施計画を作成することを基本とし、本県園芸品目の生産量の向上等目標達成に向け、産地の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

2 対象地域の範囲

沖縄型耐候性園芸施設整備事業の対象地域は、以下のとおりとする。

- (1) 農業振興地域の農用地区域内
- (2) 拠点産地、又は産地協議会を設置している地域
- (3) 知事が特に認めた地域

3 成果目標の設定

事業実施計画書に定める成果目標は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄型耐候性園芸施設整備事業については、対象品目の生産量または10aあたりの生産量の向上とする。
- (2) 耐候性園芸施設補強・改修事業については、対象品目の生産量または10aあたりの生産量の維持とする。

4 補助対象の施設等

補助対象施設等の内容は別表1、対象作物は別表2のとおりである。

5 事業実施期間

1年（承認を受けた年度において事業を完了すること）

6 事業の補助率

当該事業に要する経費の10分の8以内

7 事業実施主体

市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者等の組織する団体とする。

8 評価・報告

(1) 事業実施状況報告

事業実施主体は事業実施年度の翌年度から3年間（木本性品目については5年間）、毎年度、当該年度における事業の実施状況を翌年度の7月末までに知事へ報告する。

(2) 事業の評価

事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度に事業評価を行う。

別表 1 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の内容

事業の内容	事業実施主体	採択要件	補助率
第1 沖縄型耐候性園芸施設整備事業 園芸品目の安定生産を図るため環境制御設備等の一体的整備を含めた沖縄型耐候性園芸施設等 (1) 強化型耐候性施設 (2) 環境制御設備等（(1)強化型耐候性施設と一体的に整備する場合に限る） 第2 耐候性園芸施設補強・改修事業 施設の長寿命化を図るため耐用年数を過ぎた既存耐候性園芸施設の補強・改修	市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者が組織する団体	第1及び第2の事業の受益農家戸数は、3戸以上とする。 第1及び第2の事業後は、速やかに園芸施設共済等へ加入する。 第2の事業については次のすべての条件を満たすこととする。 1 耐用年数（財産処分制限期間）を超えて使用しているもの。 2 助成対象者からの誓約書により、今後、耐用年数（財産処分制限期間）が <u>14 年の施設は7年以上、8年の施設は5年以上利用する意思</u>が確認できるものの。	8/10以内

別表2 沖縄型耐候性園芸施設整備事業の対象作物

	野菜	花き	果樹
品 目	さやいんげん ゴーヤー レタス スイートコーン ばれいしょ さといも オクラ かぼちゃ とうがん すいか メロン にんじん ピーマン 島らっきょう トマト きゅうり	輪ぎく 小ぎく スプレーぎく 洋らん トルコギキョウ ストレリチア ヘリコニア レッドジンジャー ソリダコ 切り葉 観葉鉢物	マンゴー パパイア 中晩柑類（たんかん、 天草、南香） パッションフルーツ シークワーサー パインアップル(生食用) アセローラ びわ アテモヤ 温州みかん スターフルーツ ドラゴンフルーツ

沖縄型耐候性園芸施設整備事業の要件（一部抜粋）

- 1 産地協議会が設立されていること。
- 2 栽培施設内の環境制御に関する具体的な取組内容及び達成すべき成果目標が定められており、その達成のためのプログラムが定められていること。
- 3 事業の主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域であること。
- 4 整備事業の実施について、受益農業者及び関係者の合意にもとづくものであること。
- 5 施設整備計画については、次の項目をすべて満たしていること。
 - (1) 個々の施設の受益農家戸数は、原則として、3戸以上であること。
 - (2) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないと認められること。
 - (3) 国の費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること（新設のみ）。（R5～R7年度は特例あり：時限措置）。
 - (4) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

【補強・改修について（R5年度～）】

- 国庫補助で共同利用の施設として整備された園芸施設共済のプラスチックハウスⅢ類と同等の強度を有する施設で、現在も共同利用施設として対象とする。（自力施行が可能な簡易ハウスは対象外）
- 施設躯体や基礎部への補強及び改修に取り組む計画（補強資材の追加や躯体資材等の交換など）を対象とする。（原状回復を目的とする単なる修繕は対象外）

園芸産地生産体制強化支援事業

1 園芸産地生産支援事業の実施方針

本事業は、地域が抱える課題を明確にするため、沖縄県ブランド産地成長マニュアルに基づき、具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めた実施計画を作成する事を基本とし、本県園芸品目の生産量の向上等目標達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

2 対象地域の範囲

園芸産地生産体制強化支援事業の対象地域は、以下のとおりとする。

- (1) 拠点産地、又は産地協議会を設置している地域
- (2) 知事が特に認めた地域

3 成果目標の設定

事業実施計画書に定める成果目標は、対象品目の生産量の向上とする。

4 補助対象の機械等

補助対象機械等の内容は別表 1（園芸産地生産体制強化支援事業補助対象機械等の内容）、対象作物は別表 2（園芸産地生産体制強化支援事業対象作物）のとおり。

5 事業実施期間

1 年（承認を受けた年度において事業を完了する事）

6 事業の補助率

当該事業に要する経費の 10 分の 8 以内

7 事業実施主体

市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者等の組織する団体とする。

8 評価・報告

(1) 事業実施状況報告

事業実施主体は事業実施年度の翌年度から 3 年間（木本性果樹については 5 年間の場合あり）、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、翌年度の 7 月末までに知事へ報告する。

(2) 事業の評価

事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について目標年度の翌年度の 7 月末までに行う。

別表 1 (園芸産地生産体制強化支援事業補助対象機械等の内容)

事業の内容	事業実施主体	採 択 要 件	補 助 率
第1 機械整備事業 1 共同利用機械整備 果樹、野菜、花きの生産拡大を図る産地形成を推進するための共同利用機械 (1) 労働時間の短縮を進める機械 植付機、収穫機、防除用機械、選別機等 (2) 生産期間を調整する機械 加温機、ヒートポンプ、循環扇等 (3) その他知事が特に必要と認めるもの	市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者が組織する団体	第1の事業の受益農家戸数は、3戸以上とする。	8/10以内

別表 2 (園芸産地生産体制強化支援事業対象作物)

	野菜	花き	果樹
品 目	さやいんげん ゴーヤー レタス スイートコーン ばれいしょ さといも オクラ かぼちゃ とうがん すいか メロン にんじん ピーマン 島らっきょう トマト きゅうり	輪ぎく 小ぎく スプレーぎく 洋らん トルコギキョウ ストレリチア ヘリコニア レッドジンジャー ソリダコ 切り葉 観葉鉢物	マンゴー パパイア 中晩柑類（たんかん、天草、南香） パッションフルーツ シークワサー パインアップル（生食用） アセローラ びわ アテモヤ 温州みかん スターフルーツ ドラゴンフルーツ

ただし、上記以外の品目で、知事が特に必要と認める品目については対象とする。

3 園芸産地生産体制強化支援事業の採択基準（事業計画）

事業計画の承認は、次の要件をすべて満す場合に行うものとする。

- 1 産地協議会が設立されていること。
- 2 達成すべき成果目標が定められており、その達成のためのプログラムが定められていること。
- 3 対策事業の実施について、受益農業者及び関係者の合意にもとづくものであること。
- 4 機械整備計画については、次の項目をすべて満たしていること。
 - (1) 個々の事業の受益農家戸数は、原則として3戸以上であること。
 - (2) 機械等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないと認められること。
 - (3) 国の費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
 - (4) 機械等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
 - (5) その他、必要な要件を満たしているものと認められること。

3-① 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）

事業目的

畑作・野菜・果樹・水田等について、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づいて実施する産地の生産体制の強化に向けた取組を総合的に支援する。

- 1 支援対象者 地域担い手協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者等 2 補助率 国庫 1/2以内 県上乗せなし
- 3 成果目標: 生産コストの10%以上の削減、
販売額の10%以上の増加など 4 要件等 農家5戸以上又は取組面積1ha以上など(基金事業、且つ、生産支援事業の場合)。
※ 沖縄県(他一部地域)は、要件が緩和されている。
- 5 支援の対象となる取組

【整備事業】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善
- ・高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組 等



集出荷貯蔵施設



乾燥調製施設



農産物処理加工施設



低コスト耐候性ハウス

【基金事業（生産支援事業・効果増進事業）】

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

<省力化機械のリース導入・取得>



ペットフォーム



スピードスプレーヤ

<生産資材の導入>



パイプハウス資材



平張資材

<高性能機械のリース導入・取得>



GPS自動操舵システム



食味収穫コンバイン

野菜(例)

- ・農業用被覆資材等の活用による栽培環境の最適化(要望例: 遮光ネット、防風ネット等)
- ・トラクター等機械の導入による農作業の効率化(要望例: マルチャー等)
- ・選果機の導入による選別作業の効率化(要望例: ニンジン、トマト等)



花き(例)

- ・省エネ化による経営改善
(要望例: LED電球、ヒートポンプ)



- ・農業用被覆資材等の活用による栽培環境の最適化(要望例: 防虫ネット、防風ネット等)
- ・農業用機械の導入による作業の効率化(要望例: ローター、堆肥散布機、動力噴霧器等)

果樹(例)

- ・農業用被覆資材等の活用による栽培環境の最適化(要望例: 日焼け防止ネット、防風ネット等)
- ・灌水対策による高収益化(要望例: 点滴、スプリンクラー、ポンプ等)
- ・樹園地の若返り、改植



後継者不在の農業用ハウスを 再整備・改修して継承する取組を支援します

産地生産基盤パワーアップ事業
（生産基盤強化対策）

産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）では、後継者不在の農業用ハウスを、新規就農者や担い手に継承するために必要な再整備や改修を支援します。

対象となるハウス

- （１）５年以内に新規就農者や担い手等に譲渡される計画があるハウス
又は
- （２）新規就農者や担い手が譲渡後、本格的な営農を開始していないハウス

➤ 継承の前後のどちらでも可です

対象となる取組、設備導入の例

補助率は 1 / 2 以内

補修、補強、改修 パイプハウスの再整備



資材費、施工・撤去費用（※）が対象です
※自力施工が困難な場合に限りです

養液栽培装置



ほかに炭酸ガス発生装置、照明装置、自動カーテン装置など
内部設備の購入費、リース費用が対象です

環境制御装置



➤ 継承する際に品目転換する場合など、必要な内部設備の導入可能です

活用イメージ

- 地域協議会等で『産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）』に、産地で実現する目標等を設定し、目標達成に向けたハウスの再整備や改修等を行います。

【産地の目標】

総販売額又は作付面積の維持又は増加

➤ 計画の品目ごとの面積要件はありません。
数値目標は産地や農業者が設定します。

※事業を実施する農業者は、地域協議会等が定めた「産地パワーアップ事業（生産基盤強化タイプ）」に参加する必要があります。

うちなー野菜生産力強化事業の概要

1 事業の目的

この事業は、県内で伝統的に食されてきた「島野菜」の生産体制の強化に向けて、島野菜産地における種苗の継承・保存、生産体制の整備等を効果的に推進し、安定生産安定出荷を図ることを目的とする。

2 事業内容及び補助率

(1) 内容

島野菜の継続的な産地育成支援に向けた推進活動（専門部会・産地協議会の設置、調査・実証試験の実施及び啓発活動）に要する経費に対する補助

(2) 補助率

事業費の1／2以内

3 事業対象地域

「市町村島ヤサイ推進基本方針」等の、島ヤサイの産地化を目指す方針を定めている市町村

4 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体、知事が特に認める団体

5 対象作物

ウンチェー、シマナー、島ニンジン、島らっきょう、ターンム、ナーベラー、ニガナ、ハンダマ、フーチバー、モーウイ、カンダバー（茎葉利用‘かんしょ’）、野菜パパイア、その他知事が適当と認める品目

6 令和7年度予算額

補助金：400千円（県単・C経費）

7 期待できる事業の効果

- ・島ヤサイの安定生産可能な産地が育成され、生産拡大が図れる。
- ・軽労化対策等により島ヤサイ産地の継続的な振興に繋がる。
- ・産地における島ヤサイの維持・保存に繋がる。

トルコギキョウますます生産加速事業の概要

1 目的

市場競争力の強化により生産拡大が大きく期待されているトルコギキョウの生産振興を早急に図るため、新技術、新品種等の普及を効果的に推進し、生産量の拡大及び農家経営の安定を図り、トルコギキョウの生産振興に資する。

2 事業内容と補助率

(1) 新品種・新技術による技術の現地実証、効果の確認（県：1／2以内）

ア 実証、試験の実施

施設栽培管理技術、出荷調整の検討等の新技術の実証、試験

(2) トルコギキョウ生産拡大に向けた推進活動（県：1／2以内）

ア 技術の普及

技術指導、栽培マニュアル作成等による技術の普及

3 事業対象地域

トルコギキョウの生産振興を図る地域

4 事業主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、知事が特に認める団体。

＊知事が特に認める団体とは、3戸以上であり、かつ共同利用、共同出荷等を一体として取り組む集団とする。

5 対象作物

トルコギキョウ

6 期待できる事業の効果

トルコギキョウの安定生産可能な産地が育成され、生産拡大が図られる。

7 過年度 事業実施内容

実施 年度	市町村	事業実施主体	事業内容
R5	八重瀬町、糸満市 南風原町、南城市	沖縄県農業 協同組合	中生～中晩生系品種の導入による樹勢確保および早期芽整理技術によるブラスティング軽減
R6	今帰仁村、本部町 読谷村、八重瀬町	沖縄県農業協 同組合	循環扇利用による病害、花シミ対策技術検証

園芸拠点産地の生産力強化事業

- ・令和7年度事業費:10,071千円
- ・事業期間:令和5年度～7年度

事業目的

新・沖縄21世紀ビジョンの目標を達成するためには、拠点産地の生産拡大による安定生産体制を強化する必要がある。そのためには、拠点産地が産地戦略を構築し、その達成に向けた課題の設定から解決に向けた取り組む必要がある。

本事業において、技術力向上に向けた展示ほや技術開発実証、安定生産環境の維持・発展に向けた機械化制御機器の導入によって、産地の組織力向上に向けた地区推進活動に取り組み、拠点産地が生産性向上に取り組む活動を支援する。

事業内容

①技術支援

- ・実証展示ほの設置
(普及機関)
- ・新技術の開発
(研究機関)

②補助事業

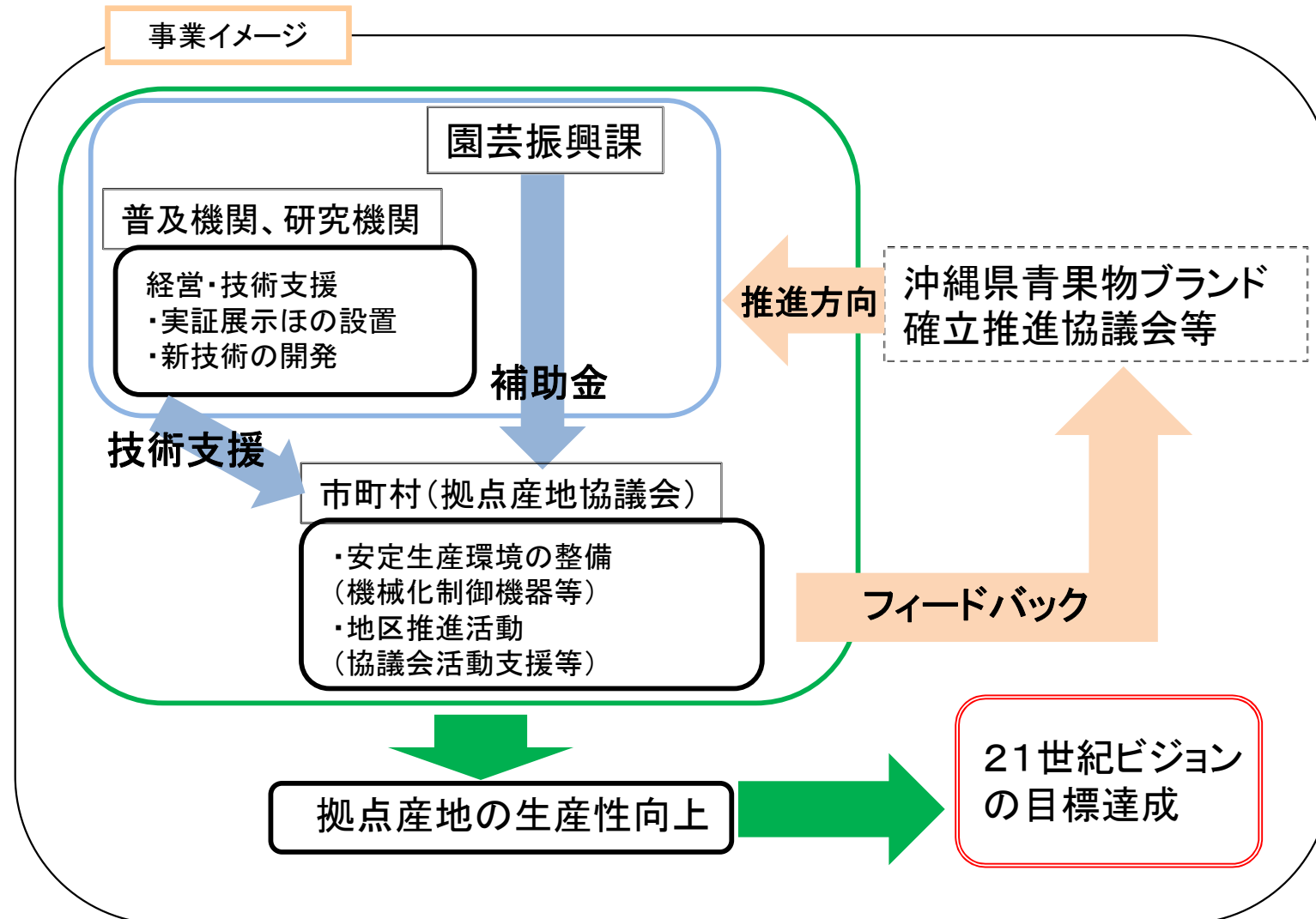
- 1)補助事業費:1,400千円
- 2)補助対象要件

- (1)事業主体:
市町村、出荷団体等
- (2)拠点産地に認定
されていること

③メニュー

栽培環境計測機器の導入
機械化制御技術の実証

事業イメージ



園芸拠点産地の生産力強化事業の概要

(園芸拠点産地生産拡大事業(R2~4)の後継)

1 目的

この事業は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、園芸品目の安定供給によるおきなわブランドの確立を目的とする。

その達成に向け、拠点産地の生産力強化による安定生産体制の強化を図る必要があることから、園芸戦略品目の栽培環境制御技術の実証を実施する。

2 事業内容と補助率

(1) 内容

園芸品目の生産拡大を目指し、栽培環境(施設栽培における施設内温度・湿度・照度・土壌水分、露地栽培における土壌水分等)をモニタリングし、計測結果に基づいて機械的に制御(施設の自動開閉、かん水等)を行う技術の実証や効果の確認。

(2) 補助率

4/10以内。加えて、市町村が上乗せ補助する場合は、1/10以内で市町村が補助する補助金と同額を補助できる。

3 事業対象地域：拠点産地、農業振興地域農用地区域等

4 事業主体

市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者等が組織する団体(受益農家戸数は2戸以上で、かつ共同利用、共同出荷等を一体として取り組む集団)等

5 対象作物：戦略品目(野菜・花き・果樹)

6 期待できる事業の効果

既存施設の高度利用等による安定生産環境の整備と併せて、展示ほ等の実証による栽培技術の高位平準化を行うことで生産性向上に取り組む。

また、これらの組み合わせにより、拠点産地協議会が課題解決に取り組む体制が推進されることで拠点産地の生産力強化が図られる。

7 参考(令和4年度実績)

事業実施主体	地区名	品目	事業内容
糸満市	糸満地区	きゅうり	環境制御による自動かん水の現地実証